

2024-10-16 第3回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会

○平井補佐 定刻となりましたので、ただいまから第3回「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

座長に進行をお願いするまでの間、冒頭の進行を務めさせていただきます地域福祉課長補佐の平井でございます。よろしくお願いいたします。

まず事務局より、本検討会の取扱いについて御説明いたします。

本検討会の議事については公開となっております。会場での傍聴は報道関係の方のみとさせていただき、その他の傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。会場の報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。なお、本日、日原局長においましては、急遽公務のため冒頭より15分程度で途中退席させていただきますので、御了承いただければと思います。

それでは、以降の進行につきましては中島座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中島座長 皆さん、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

ここからの議事の進行を務めさせていただきます座長の中島です。よろしくお願いいたします。

まず最初に本日の構成員の出欠状況ですけれども、田津構成員より欠席の連絡をいただいております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議事は「民生委員・児童委員の選任要件について」、それから「その他」となっております。

これまで2回検討会を開催し、前回は各構成員の皆様からプレゼンテーションをしていただきました。地方分権提案である民生委員・児童委員の選任要件の緩和や担い手確保に関する各種見解を示していただいたところです。

今回の検討会においては、より詳細に論点を整理するため、これまでの検討会の議論の中で挙げられた具体的事例についてどのように考えるのか、実現可能性の可否や具体的な要件等を自治体側、民生委員側それぞれのお立場で議論を深め、検討会の取りまとめに向けて進めさせていただきたいと思います。

本日の進め方ですけれども、まずは事務局から資料に沿って御説明をいただいて、その後、居住要件緩和の対象として検討する具体的な事例について議論をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料について簡単に御説明をお願いいたします。

○金原課長 厚生労働省地域福祉課長の金原でございます。

資料を説明させていただきます。「民生委員・児童委員の選任要件について」の資料でございます。

まず1ページ目です。

「これまでの主な意見等」ということで、1回目、2回目の検討会でいただいた意見等をまとめております。

2ページ目になります。

「民生委員の取り巻く環境」ということで、現状について簡単に整理させていただきました。民生委員法第1条において「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする」という規定がございます。御承知のとおり民生委員制度については100年を超える歴史を持ち、常に住民の立場に立つて、地域の人々が安全で安心して暮らし続けられるよう、よき隣人としての活動を行っております。

参考に、3ページ目に民生委員・児童委員信条を掲載させていただきました。こちらは基本的態度・活動の目標を簡潔に示した民生委員・児童委員の基本理念という形で制定されたものでございます。御覧いただければと思います。

戻っていただいて2ページ目、一方で人口減少・少子高齢化などの人口構造の変化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化といった社会構造の変化で、多様な課題への対応を求められる、あるいは複合化した課題を有する個人・世帯への支援が必要となっております。こうした変化により民生委員の職務に関する負担も非常に大きくなっているという状況です。

また、65歳を超えた方であっても、定年延長や再雇用等によって高齢期も働き続ける方が増加しております。また、共働き世帯が専業主婦のいる世帯の2倍以上という状況になっております。

従来、定年後の時間に余裕が持てる世代の方、あるいは子育てが一段落した後の世代に民生委員を担っていただくことが多かったのですが、担い手の裾野を広げていくため、自営業の方に加えて企業に就業する方にも参画いただくことが重要になってきております。

近年、民生委員の実人数は横ばい傾向ではありますが、定員との関係で充足率が減少している状況になっております。

各自治体で適任者を探すための多様な工夫、民生委員に継続的に活動を担っていただけるような研修の実施、業務負担の軽減に取り組んでいるところでございます。

4ページ目から「これまでの主な意見①」ということで、カテゴリー別に整理しております。

まず総論でございますが、一番上から紹介しますと、地域の実情に合った、地域に根差した活動が可能であるかなど、地域住民の視点で議論すべきではないか。

それから、提案のあった地域に根づいた在勤者ですが、いわゆるオフィスワーカーでは

なく、地元精通した商店主などを想定しているというような御意見もございました。

居住要件の緩和の目的は何かということで、同じ地域で生活する住民の一員として、住民同士の視点による支援を行ってきた民生委員制度そのものが変容してしまうのではないかと。

1つ飛ばしますと、特例的・限定的に居住要件を緩和するというのであれば、法改正が与える影響は非常に大きいことから、法改正以外の手段で行うことはできないか。あるいは、全国一律な取扱いとせず、地域の実情に応じて選任できるように緩和することが望ましいのではないかとといった意見がございました。

また、100年以上続く制度で、今後多様性を広げていくということで、民生委員制度の持続可能性を高めて、地域福祉の向上にもつながっていくのではないかとというような御意見がございました。

続いて推薦方法でございますが、まず、要件緩和を先行させるのではなく、こういった推薦方法の現状を踏まえての御意見です。

民生委員推薦会が十分に機能を果たせていない場合もあることから、委員構成を含め、十分に機能が果たせるような運用に改めるべきではないか。あるいは、町会・自治会の組織率が低迷している状況ですので、多様な推薦母体により民生委員候補者が推薦される仕組みを構築することが必要ではないか、というご意見です。

また、推薦会の機能を補完するためにも、推薦準備会による推薦を得る仕組みをもっと推進していくべきではないかといった御意見がありました。

今回、参考資料で民生委員推薦会に関する法令・通知での規定ぶりを御用意させていただきましたので、適宜、御覧いただければと思います。

5ページに参ります。

その他の意見でございますが、新任の民生委員に対する研修の充実ですとか、民生委員OBの協力員等の配置、あるいは民生委員協議会や市区町村による組織としてのバックアップの充実も必要ではないか。

また、民生委員活動の負担軽減等のため、活動環境の向上に向けた検討が必要という意見もいただきました。

それから、要件緩和を考えた場合、対象とする市区町村をどう考えていくかに関しましては、全市区町村を対象としてよいのではないかと。あるいは、定数を満たしていない市区町村のみ、欠員が生じている担当区域といったところを対象にすべきではないか。あるいは、緩和された場合においても、適用するか否かは市区町村が判断してもよいのではないかとという意見をいただきました。

6ページ目でございます。

居住している民生委員と遜色ない活動が行えると認められる条件、いわゆる要件や留意すべき点は何かということです。

1つ目は、民生委員と遜色ない活動が行えるということは、基本的には無理ではないの

か。あるいは地域住民の信頼が得られるのかといった御意見です。

4つ目になります。在勤者の場合、転勤等で非常に短期間で民生委員を退任せざるを得ないような場合も想定されるので、この場合、住民との信頼関係構築や委員活動の継続性に課題があるのではないかと。

2つ飛ばします。活動時間に制約がある非居住在勤者、居住している就業者などの現役世代が担い手として参画しやすくするためには、民生委員の働き方改革あるいは業務の取捨選択も考えるべきではないかと。

次に、居住地の担当区域との移動に要する時間あるいは距離については、全国一律ではなく、地域の実情に応じて市町村が柔軟に設定すればよいのではないかと、という御意見をいただきました。

7ページ目になります。

第1回検討会では、第3回においては居住要件の取扱いの素案を提示させていただき予定と説明いたしました。本日はもう少し御議論を重ねたいと考えております。前回、構成員の皆様から提案のあった具体例について、幾つか事務局のほうで整理をしてみました。あくまでも議論のための例示であり事務局からの提案という意味ではありません。今回は、この具体例についてそれぞれどのように考えるのか、各ケースごとに具体的にどのような支障や懸念があるか、認め難いか、どういう条件を整えば可能と考えられるかなどの御意見もいただければと思います。

また、認める場合であっても、自治体の状況も様々であり、裁量に委ねるという意見も第2回でいただきましたが、制度上必要な条件、留意すべき点は具体的に何かといった点について、例えば判断基準のイメージ、示された懸念・支障に対する御意見なども含めて御意見いただければと考えております。

それでは、8ページ目になります。

「提案等のあった具体例について」ということで、ケース1でございます。

任期途中で転居に至ったケース、こちらは残期間のみという条件で今回は例示をさせていただきます。

現職の民生委員が、転居する直前まで担当する区域において、地域住民の一人として担当区域内の住民の支援を実施していた場合で、地域の実情に通じている、さらには民生委員の業務を理解し実践しているという方々ですので、転居後においても近隣地域に居住し、職務の遂行に支障がない、また本人の継続の意向がある上で、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られる場合、本日紹介するどのケースでもこういった理解を得られる場合であることが基本だと思っておりますが、ケース1の場合、少なくとも残期間については継続して民生委員として認めていくことについてどう思われるか。一律に退任を求める取扱いとしないということについてどう思われるかということです。

ケース2については、居住の実態があるケースです。例示とすると、別の市区町村に住民登録を行っている方が、親等の介護や身の回りの世話等をするため、一定期間以上担当

区域が属する市区町村に居住して生活している場合です。当然担当区域が属する市区町村に住んでいるため、地域の実情に通じていると認めることも可能ではないか、居住している間においては民生委員の候補として認めることについてどう思われるかということです。

ケース3、ケース4については地域に根づいた在勤者ということで、ケース3については、主に自営業で地縁組織に加入している方を想定したらどうかということです。近隣地域に居住しているが、長年、市区町村において自営業など労働時間が比較的裁量的な職業に就いており、その地域においても自治会などの地縁組織に加入するなどして関わり合いがある、地域の実情に通じている場合などについては、民生委員の候補として認めるてはどうかということです。

ケース4は、例えば担当区域を有する市区町村には居住していないけれども集合住宅の管理人等として従事しており、確かに広く集合住宅を含む当該地域の実情に詳しいとはなかなか言えないです。g、管理している集合住宅に限って言えば実情を把握している蓋然性が高いということです。民生委員の候補として認められるのではということです。認めるのは担当区域が当該集合住宅のみという場合になります。

スライド下部の記載ですが、懸念や支障などについて御意見をいただきたい、特に現場サイドの御意見をいただければと思っております。例えば担当区域を不在としている間の対応あるいは緊急時の対応、また、今年1月の能登半島地震のように、災害の起こった後の対応というようなこともあります。

また、居住していない時間が生じ民生委員として対応できないことがあり得るため、業務において居住している民生委員との公平性を確保しなければいけないというようなこともあるかと思えます。

また、活動の継続性、長い期間従事いただくという視点から懸念があるか。

住民との信頼関係の構築などについても、何か御意見があるかということです。

右側の例で、必要な条件や留意すべき点です。先ほども各ケースの説明の中で、地域住民や当該地域の民児協の理解が得られるのであればという説明をいたしました。例えば理解を得るプロセスでございます。十分な体制の取れた民生委員の推薦会あるいは準備会での御意見をいただくなり、民児協からの意見を聴取するといったプロセスが必要ではないか。また、不在時のフォロー体制、班体制や民児協によるサポートなどが必要ではないかということです。

さらには緊急時の対応方法ですとか、実際、地域に住んでいない場合に、民生委員として活動する地域と自宅について、距離の目安であったり、近接地域の範囲についての目安について御意見をいただければと思っております。

また、ケース2については、居住の実態ということですが、合理的な判断基準や別のところに住んでいるといった御事情の範囲などについて、さらにケース3、4ともに、地域に根づいていることをどういう視点で判断をしていくか、御意見をいただければと思えます。

9ページになります。

第1回の検討会の資料1を参考に掲載しております。本日は8ページのケース例1～4について御議論いただければと思っております。

10ページ目になります。

「担い手確保に対するその他の意見」ということでございます。

11ページ目、本検討会において、選任要件の議論を行う中で各構成員より意見のあった担い手確保に関する主な意見をまとめたスライドです。

先ほども御説明しましたが、一番上の町会・自治会頼みとはしない多様な推薦母体の開拓、確保ですとか、2つ目の推薦候補者確保のための行政機関の主体的関与。また、民生委員推薦会の適正運営、推薦準備会をより有効的な活用を推進していくべきではないか。

また、就業している世代に担っていただくためには、企業等に就業している方が活動しやすいような環境整備を図るべきではないか。

さらに、人口構造の変化とか世帯構成の変化を考慮すると、民生委員の定数の考え方、現行の参酌基準のままで良いのかという意見もございます。

それから、業務負担軽減と活動環境の整備推進では幾つか御意見いただいております。特に協力員や福祉推進員、こういう方々は法令で特段居住要件は設けられていないため、この方々を民生委員活動のサポートのために配置を推進してはどうかと思っております。

このような意見についてもお時間があればより具体的な御意見をいただければと思っております。

以上でございます。

○中島座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から第1回、第2回の議論をまとめて御説明いただきました。

それでは、これまでの検討会で提案のあった具体例について議論を行いたいと思います。資料の8ページを御覧いただけたらと思います。先ほど事務局からも御説明がありましたけれども、具体的なケースとして1、任期途中で転居に至ったケースであり、その残期間のみを引き続き認める場合というケースでございました。

ケース2は、住民登録はないが、担当地域に例えば親の介護等で何らかの事情により居住実態があるケースということでした。

ケース3は、地域に根づいた在勤者のケースで、自営・地縁組織に加入しているケースということでした。

ケース4は、こちらも地域に根づいた在勤者のケースで、管理人等として管理している集合住宅のみを担当区域とするケースという4つが挙げられています。

委員の皆様からは、ケース1からケース4について、それぞれ認められると考えるのか、認められないと考えるのか、まずは率直な御見解をお願いできればと思います。

その際、各ケースごとにそれぞれ認められないとする場合には、具体的にどのような支

障や懸念があるのか。その具体的な理由も併せて御意見をお願いしたいと思います。

他方、認められるとする場合には、その際、必要な条件や留意すべき点などがあれば、併せてお願いしたいと思います。

議論の進め方ですけれども、ケース1から4について順番に議論することとしたいと思いますので、ケースごとに、自治体の皆さん、それから民生委員の皆さんからそれぞれ御意見をいただき、議論を深めたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ケース1について早速議論を進めていきたいと思います。

まず、提案をしていただきました自治体の皆様から御意見をいただきたいと思います。御意見のある方におかれましては、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、最初でございますので、御提案いただいた港区の重富構成員、いらっしゃいますか。最初に、ケース1についてどのようにお考えになるかということで、お話しただいてもよろしいでしょうか。お願いいたします。

○重富構成員 まず、ケース1から4までの全体に関わる前提としてお話しさせていただきたいのが、居住要件の緩和を受けて民生委員になる方が仮にいたとした場合に、それはあくまでも例外的・緊急的な措置であるという前提はまずあるのだと思います。在住者で民生委員になる方がいらっしゃるのであればそちらが優先されるというのは当然のことですし、また、在勤者という言葉がふさわしいのか分かりませんが、在住者と並列で扱われたり、匹敵するような存在ではないのだと、そこはまず前提として置いた方がいいと思っています。

これは以前も提案させていただきましたけれども、欠員による空白地帯、ゼロであるよりは誰かに担ってほしいという思いの中で、在住要件、居住要件の緩和については話をしてきたつもりですし、その前提で1から4についてお話をさせていただければと思います。

ケース1ですけれども、提案自治体としても補足で説明をさせていただいたところですが、委嘱をしたときに在住だった方が、やむを得ない事情で近隣自治体に引っ越しをされたケースになりますが、引っ越しによって活動に支障が生じない場合であれば、ここは前向きに捉えたいとは思っております。まずもちろん御本人の意向、同意が必要になりますし、また、港区の民児協、協議会の同意が得られるのであれば、少なくとも任期中については引き続き活動していただくというところについては、ぜひ前向きに検討していただければなと思っています。

地域をよく知るという意味において、何か不都合が生じるということではありませんし、確かに区外に居住するということで距離的な課題は出てくるのかもしれませんが、港区だから言えるのかもしれませんが、自治体の境目によって何か壁になるというようなことは考えていませんので、近隣の区、近隣の自治体であれば、このケース1については十分前向きに考えていいケースなのではないかなと思っています。

ただ、こちらについて法改正が必要なのか、それとも運用、解釈等で可能なのか、この辺りは厚生労働省さんにぜひ研究していただければと思います。

港区からは以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

まず、今回の居住要件の議論というのは例外的・緊急的な手段として考えるのだと。あくまでもここに在住の方ということの大前提に考えるという議論、その上での議論ということで、このようなケースについて前向きに検討してみてもいいのではないかということでお話をいただきました。ありがとうございます。

では、続いて大阪府の谷岡構成員、御意見いただいてもよろしいでしょうか。お願いいたします。

○谷岡構成員 ありがとうございます。

先ほど重富構成員からもお話しいただきましたように、例外的というところかと思えます。ケース1に関しましては、現職の民生委員であるということが非常に重要な点だと思っております。この方の残期間中ということで、今、ケース1ということで挙げていただきました条件、近隣地域に居住して、職務の遂行に支障がなく、本人に継続の意欲があり、前提となります地域住民や民児協の理解が得られるというこの4つの条件が全てそろった場合であれば、引き続き続けていただける方策を何らか検討いただけたらありがたいなと思っております。

これらを担保する方法をどう考えるかということだと思えますが、近隣地域に居住というところが具体的に難しいところではありますが、例えば近隣、隣の市区町村のみということであれば、業務に支障がないというところの前提にもなってくるのかなと考えます。

このように考えますのも、私どもは今年の1月、2月に市町村アンケートをいたしまして、転居によって辞められた件が11件ありました。うち1件は引き続き市内に勤務されているということで、生活実態はそれほど変わらないなというような事例が実際ありましたので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

ありがとうございます。

○中島座長 ありがとうございます。

あくまでも隣接地域に居住しているということをお話しいただきましたけれども、実際に11件ほどそういったケースがあったということで、御検討いただければということでお話がありました。ありがとうございます。

それでは、皆様から御意見をいただければと思えますけれども、その他自治体の皆様から御意見いかがでしょうか。特にございませんか。

もしないようでしたら民生委員の皆さんでももちろん構わないのですけれども、いかがでしょうか。ここからは私、特に指名しませんので、自由に手を挙げていただいて。いかがでしょうか。

それでは、今、手を挙げていただいています。お願いいたします。

○長田構成員 全民児連の長田と申します。

民生委員に欠員があるからといって、本質的なことを変えてしまう前に、例えば各自治

体や社協等で取り組んでいる民生委員協力員、福祉推進員等についても改めて取り組むべきということで、民生委員のなり手確保に向けては、選任要件の緩和を議論する前に、推薦の仕組みの在り方や委員活動の負担軽減に向けた環境改善等を優先すべきですので、この議論の順番が違うなど思っております。

ただし、ケース1については、既に民生委員をつとめている方であり、選任要件を満たしているケースでもありますので、2から4のケースとは少し意味合いが違います。そのため、転居後に近隣地域に居住した場合、新たな委員を当該地域の中で探すことを基本にしつつ、後任が見つかるまでは空白地域となってしまうことから、残任期間を限度に転居した民生委員が活動を継続することを認めるという提案は、考え方としてはあり得るかなと思っております。ただし、残任期間の後はいかなる理由があっても認めることはできないと思っております。そういう全民児連の考えでございます。

○中島座長 ありがとうございます。

長田構成員からケース1についての御意見ということで、ケース1についてはお認めいただけるといいますか、いいのではないかとということでした。ここにありますように、近接地域に居住するということで、職務の遂行に支障がなく、本人に継続の意向があつて、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られる場合と、先ほど谷岡構成員もこの4つということをおっしゃっていましたが、これがある場合にはいいのではないかとということでした。ただ、ほかの3つのケースについては認められませんというようなことの御意見、この2つ目以降はまた後で議論したいと思っております。ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

では、小林構成員、お願いします。

○小林構成員 都民連の小林です。

ケース1から4に関しまして、長田会長がおっしゃったように、ケース2からケース4に関しては、これからの担い手不足ということで考えるべき問題であるのに対して、1は今いる民生委員、もう民生委員となっているわけですから、その方が転居したということで、ちょっと性格が違うものだというので、私、この話をしてしまうと2、3、4で言っていることに矛盾が出てきてしまうこともあるので非常に心配しているのですけれども、私たち民生委員は住民本位で動いています。具体的に言っても、自分たちではなくて、住民がどうしているか、住民のために、住民の福祉向上ということもありますけれども、今回の資料で民生委員・児童委員信条を3ページに掲載していただいたことは大変ありがたいと思っております。

これを読みますと分かると思いますが、個別支援と地域課題に対応するということが大きな私たちの仕事になるのかなとは思っておりますけれども、まず住民本位で考えた場合に、その方が移動してしまった場合に、住民の方はやはり困ると思っております。新任で適任者を探すということがあるのでありますが、その方に頼っている住民の方も多いと思うので、いきなり替わりました、欠員になりましたので誰々が来ましたとか、あるいは新任が来た場

合に住民の信頼が受けられないのではないかという感じがいたします。欠員を誰かがやればいいのではないかというのも問題でして、私も実際に経験してはいますが、欠員地区を見ていったときに、同じ地区にいながら態度が違うのです。ええっと思うような態度を経験してきました。

また最近、これは現在進行形なのですが、やはり欠員地区があって、URに住んでいる方にその欠員地区を見てもらったのです。その場合に、何であなたが民生委員なの、うちの担当はあなたなの、どうしてうちのところから民生委員がいないのという態度なのです。それをその方から聞いて、実はここは欠員が出ているので、いないので私が一緒に見ているのですよと言ったらふうんという感じで、ちょっとやりづらいということを感じております。

その意味において、やはり住民本位であるのであれば、この方に残任期間、区外に出られたとしても続いてやってもらったほうが、住民のためには利益になるかなという感じがいたします。同じような意味で2、3、4も反対意見を述べますけれども、矛盾していららごめんなさい。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

住民本位の視点からということで、小林構成員からお話をいただきました。また、欠員が生じた場合に、新しい人を補充しても、なぜこの人というところがどうしても場合によっては出てくるのだということの難しさに触れていただいて、そういったことを考えると、ケース1であれば続けていただくという形がいいのではないかということでの話をいただきました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかの皆さんからも自由に御意見をいただきたいと思います。ケース1については、皆様、前向きに認めていっていいのではないかということの御意見が多数を占めております。

それでは、西村構成員、お願いいたします。

○西村構成員 和歌山県から来ました西村です。よろしく申し上げます。

確かに今、東京都さんとか大阪府さんという都会では、大きな致命的な問題はないのかも分からないのですが、この前提は和歌山県のように選挙権を有する範囲外のところに転居するわけです。そうすると非常に距離があるケースも出てくるのです。だから、どのぐらいの範囲を認めるのかとか、道路1本挟んでというわけには我々の地方はいきませんので、山越え谷越え川越えという話になりますので、それを民生委員が残期間どのぐらいという設定をしているのか分かりませんが、2年、そんなに続けられるのだろうかというような、非常に危惧を持っております。

それに関連して、近接の条件というのは、どういう考えの中で近接という言葉になるのが整理いただかなければいけないのかなというような気がします。結局それがうまく機能しない、あるいは他地区に出た方にそれなりに頑張っていたとしても、もともと

の地区にいる民生委員にちょっとヘルプというような負担が増えないか。民生委員の負担軽減と言っている中で、さらに増えてこないのかなというような心配を私は持っております。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

まさに地方で交通手段ですとかいろいろな移動の問題がなかなか難しい、そういう地域からの御意見ということで、西村構成員からいただきました。

近接地域という定義、どのようにそれを考えていったらいいのか。確かに難しいですね。車で行くのか、電車で移動するのか、何をもって近接と言うのか、隣り合っている自治体なのか、少し離れていても近接と言うのか、いろいろな議論があると思いますが、その定義が必要ではないかという御意見をいただきました。ありがとうございます。

あといかがでしょうか。ここまでは皆様、賛成の御意見が占められていて、しかし定義が必要ということかと思えます。

手が挙がりました。では、関原構成員、お願いいたします。

○関原構成員 高岡市では能登半島地震がございまして、民生委員にいろいろと活躍していただいたのですが、家の半壊等で民生委員にも被害を受けられた方がいらっしゃいました。その中で2名ほど、市内で転居された方がいらっしゃいまして、一人の方は継続の意思がなく、交代をされました。もう一人の方は継続の意思があり、対応していただきました。例えば災害が起これば、道路にも被害が生じますので、移動も限られてきます。その中で地域住民のケアを行っていただくには距離的な部分が重要であると、今回の災害で感じております。

以上でございます。

○中島座長 ありがとうございます。

高岡市の関原構成員から、今、能登半島地震の経験からの距離的な課題というところで検討課題をお話いただきました。ありがとうございます。

あといかがでしょうか。ケース1については、皆様、前向きな御意見が出ていると思えますけれども、それを進める上で、今のように近接地域とは何かということの整理や、あるいは距離ということについてきちんと踏まえて、その辺りを整理しながら進めていくということがいいのではないかと皆様の御意見を聴きました。

高山構成員、手が挙がりました。お願いいたします。

○高山構成員

皆さんの御意見をお聞きしておりましたけれども、1番につきましては私もこういうケースも必要になってきたのだなとは思っています。しかし、そういうときにいろいろと条件が出てくると思えます。こんなケースはよいのか、いけないのかという相談があったときに、その市町村では、誰が決めるのか、誰に言ったらいいのかということが一つ不安な点です。

それから、例えば近隣に転居された方が、何期以上民生委員をつとめた人であればその地域をよく御存じなので、転居後も民生委員を続けても良いとするのかです。1期目の人は、まだその地域にあまり慣れていないかもしれません。長く民生委員をつとめた方でも、地域を良く知らない人もあるかも知れません。そういったばらばらのいろいろな条件が出てくるような気がします。その精査はどなたがするのかということの不安が少しあります。民児協の会長あるいは都道府県の行政、それから推薦会などが困るのではないかと一抹の不安を持っております。

それから、一番最初、長田構成員が申されましたように、中島座長、この選任要件の緩和以前に見直さないといけないことを討議する必要があったのではないかというのは、私はずっと思っておりますし、金原課長も多分御存じだと思いますが、もっと見直さないといけないことが先にあったような気がします。この居住要件の議論を急いだのだらうとは思いますが、少し順番が違うような気がします。

○中島座長 ありがとうございます。

最後は、民生委員の抱えている様々な課題、全体の議論をしてほしいということのメッセージかと思えます。ありがとうございます。

大事なポイントは、ケース1のことについて様々な条件が地域から相談が来た場合に、誰が決めるのかとか、どういう具体的な条件で決めていくのか、例えば1年目の人は難しいとするのか、何期目からいいとするのかとかいうことだと思いますが、こういったことを具体的に例示したりしながら、条件を分かりやすく決めていかないといけないということなのだと思います。そういう御意見としていただければと思います。ありがとうございました。

湯沢市さん、お願いいたします。

○佐藤構成員 先ほどもお話しされたのですが、このポイントはやはり近隣地域の居住ということと、職務の遂行に支障がなく、そして本人に継続の意思がある、この3つはすごく大事だと思うのです。その後に、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られる、ここを誰がどうやって理解が得られる判断を何を基準として行うかというところを考えれば、やはり推薦会では、この地域住民や当該民児協の理解が得られるということは、何か資料がないと判断の基準が得られないと思うのです。だから、やはり地域住民の代表者や町内会ばかりでなく、いろいろな関係団体及び地区民協から何か意見書をもって判断するというところの判断基準があれば、残存期間ばかりではなく、継続して民生委員をしてもよろしいのではないかなと私は考えるところでございます。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

ケース1のいわゆる転居後の条件で記載している近接地域に居住することや職務の遂行に支障がないことや本人の継続の意向、これはまさにそうなのだけれども、4つ目の地域住民や当該区域の民児協の理解が得られるか、ここが大事なのではないかという湯沢市の

佐藤構成員の議論で、ここに何らかの推薦状なり書類・文書が必要なのではないか。それを民生委員推薦会がするのか、推薦準備会がするのか、これはまたこれからの御議論だと思いますけれども、そこがきちんとあれば、今回は今、ケース1の議論ですけれども、ケース2以降についても可能ではないかということの御意見という形だったと思います。ありがとうございました。

ケース1について、その他よろしいでしょうか。かなり議論ができてきたと思うのですが、整理をさせていただきますと、ケース1については皆様、おおむね見解としてはいいのではないかとということにまとまってきたような気がします。それを具体的に進めるためには、その条件の整理をきちんとしていく。近接地域の定義ですとか、あるいは誰がどうやって認めていくのかとか、その意見書とか、いろいろ御意見がありましたので、これはまた事務局のほうで整理をさせていただいて、次の回にしっかりとまた議論できるような形に整理をしていくということになるかと思えます。

ケース1についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、ケース2について議論を進めていきたいと思えます。これについてもまずは自治体の皆様から御意見をいただけたらと思っているのですが、いかがでしょうか。

では、大阪府の谷岡構成員から少し口火を切っていただいてもよろしいですか。お願いいたします。

○谷岡構成員 ありがとうございます。大阪府の谷岡です。

ケース2ということは、その市町村に居住実態があるが住民票がない方で、親や親戚がいることで地域の実情に通じていて、同じく地域や民児協の理解が得られるというところがございます。こちらは自治体でも市町村の方にまたいろいろ御意見を頂戴できればと思えますが、私としては、居住が一時的な事由でいらっしゃって、任期の3年間おられるのか不安な状況というところも実際あるのかなと感じております。そうすると、要件としたら移住の予定があるとか、一時的ではないとか、そういったところも踏まえながら、民児協や地域住民の方の理解が得られるかどうかというところがポイントになってくるのかなと思えます。

以上です。

○中島座長 ありがとうございました。

ケース2の場合は、別の区市町村に住民登録はされているのです。ただ、親の介護のために頻繁に通っているので、居住実態はあるという場合のケースになります。今、谷岡構成員からは、各市町村の御判断が大きいのではないかとということでお話をいただきました。

いかがでしょうか。御意見をいただけたらと思えます。

佐藤構成員、お願いいたします。

○佐藤構成員 私も同じ意見で、一時的な居住ということで、状況の変化によって活動が

不安定だというところにとても不安を感じているところがございます。民生委員としての活動の継続性というところで、判断が難しいと思われま。

また、市町村においても、親の介護なのか、何の理由でそこに居住しているのかという判断もなかなか実際は難しいというところもでございますので、地域住民や当該区域の民児協の理解がどのような部分で得られるのかが問題なのかなとは思っているところでございます。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

佐藤構成員、谷岡構成員、お二人とも一時的な居住の判断が地域で難しいのではないかというお話でした。親の介護というところはあるかもしれませんが、実際はどうなるか分からないというところが出てくるのではないかというところなのかと思ひます。

いかがでしょうか。こういったところが大丈夫、こういったところが難しいというところで御意見いただけたらと思ひます。

○小林構成員 民生委員のほうからもいいですか。

○中島座長 失礼しました。私が言わなければいけない。

では、小林構成員、どうぞ。

○小林構成員 住居の実態があるケースです。住民票の話が出てきましたけれども、住民票というのは住民基本台帳法で記されていると思うのですけれども、ここに一定期間以上、当地に居住していると。これは住民基本台帳法に違反していますね。たしか届出をしない場合には5万円以下の過料に処すという法律の決まりがあるはずなので、それを定める予定があるのかどうか、改定する予定があるのかどうか。もし改定しないのであれば、違反をしている人を、5万円以下の過料に処すとはなっておりますけれども、実際に過料、いわゆる罰金を取られた人はいないと思ひますけれども、それが分かっている人を推薦できるのかどうか、住民としての信頼関係がどうなのか、住民の範となるべき民生委員が法を犯しているということは、やはり考えられない。

また、一步譲ったとして、住民基本台帳、いいではないですか、置いておきましょうといった場合に、ここに親の介護や身の回りの世話をするためと書いてありますけれども、私の経験では、皆さんから止められるわけです。いやそんなこと言わないでやってくださいよと。でも、民生委員を辞める理由で止められない理由が2つあります。一つは健康上の問題です。もうとてできないのだと。もう一つは家族の介護です。家族の介護を出されたら言えませんよ、やってくれなんて。

それから、私は葛飾区なのですけれども、葛飾区の選任要綱には、生活が安定しており、必要な時間を民生委員活動に割くことができる、かつ健康であることという要項がございます。これを見た場合に、先ほど行政、自治体の方から、親等の介護や身の回りの世話、本当は違う理由があるのではないかという話もありましたけれども、もし親の介護や身の回りの世話をした場合に、民生委員・児童委員を受けて、活動する時間の確保はできない

と思いますので、これは反対をさせていただきます。

以上です。

○中島座長 小林構成員からお話がありました。確かに家族介護をしている方に民生委員の役割をお願いできるかということ、ちゅうちょしてしまうというか、できないのではないかということの御意見、そういう意味で難しいのではないかということの御意見だったと思います。それから、住民基本台帳の規定に違反してしまうのではないかというようなことの御意見もいただきました。ありがとうございました。

では、民生委員の皆さんから御意見いただきたいので、長田構成員、いかがでしょうか。お願いいたします。

○長田構成員 今、小林構成員が言われたとおりでございまして、全民児連でも今年の8月の正副会長会議、そして9月の理事会、また9月26日には都道府県・指定都市市民児協の代表者で構成される評議員会を開催いたしまして、次の2点を全民児連が組織的に確認をしているところでございます。

その一つは、民生委員・児童委員は当該市区町村の居住者、地域住民であることが必要ということでございます。もう一つが、民生委員の選任要件として、全国一律の制度として堅持されるべきことであるということです。

○中島座長 ありがとうございました。

全民児連の評議員会の一致した御意見ということで、市町村の居住者であることと、全国均一の仕組みを維持してほしいという御意見でまとまっていますという御意見をいただきました。ありがとうございました。

それでは、皆様から挙手をいただきたいと思いますが、ケース2についていかがでしょうか。ここまでは否定的な御意見が大半を占めているという状況になっております。難しいのではないかという御意見ですが、いかがでしょうか。

それでは、西村構成員、お願いします。

○西村構成員 今のお話ですと、ケース1も駄目だということになりますね。

○中島座長 そうですか。どの部分が気になりますか。どうぞ御発言ください。

○西村構成員 全民児連の方針でいきますと、転居しているということで、その地区の住民でなくなるのではないのですか。そうではないのですか。転居したら当然その地区の住民ではないですよ。

それとケース2のお話ですが、この書き方で理解しますと、介護していると表現されているのですが、私も親が認知症で長い間介護しましたけれども、1時間、2時間そこにおいて介護するという話と、1日24時間あるいは12時間以上という表現がいいのか分かりませんが、介護するというのと全然意味合いが変わってくると私は思うのです。この方がこの地区に常在しているのかという判断も要ると思うのです。先ほど申しました1～2時間ならば1～2時間いる、12時間以上いるならば12時間以上いる、常在の時間によって違

ってくると思うのです。そこら辺も含めて考えていくと、ここは無理かなと私も思います。
以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

先ほどの長田構成員の全民児連の御意見は、いわゆる居住しているということを御主張いただきましたが、今回の議論もまずはそもそも居住していることが大前提の議論であって、それにどういった新しい考え方を入れられるかどうかというところの議論かと思しますので、その上で御議論いただけたらと思います。

西村構成員からは、なかなか難しいのではないかとということの御意見をいただきました。ほかいかがでしょうか。

大体ケース2はもう難しいという御意見がずっと出ておりますので、これ以上言っても、賛成の意見があればということですが、特に賛成の御意見はなさそうということでございますので、やはりケース2については居住実態の確認の難しさや親の介護ということになると、現実的に民生委員の依頼が難しいという御意見もございました。ということで、御意見を言っていただいたということで、進めさせていただきたいなと思います。ありがとうございました。

それでは、ケース3とケース4、ケース2が厳しいということになりますと、ケース3、ケース4はさらに厳しいということになるかと思えますけれども、併せて御議論いただいてもいいかなと思います。いずれも地域に根づいた在勤者のケースになります。それでは、自治体の皆様からまた御意見をいただけたらと思います。その後、民生委員の皆様から御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、港区の重富構成員、いかがでしょうか。

○重富構成員 港区です。

先ほどケース2のお話がありましたけれども、我々の提案の中でもケース2というのはあまり想定していなかったもので、ぴんとこなかったというのが正直なところですので、ケース2の議論については先ほどの方向でいいのかなと思っています。

ただ、二拠点居住とかいろいろな暮らし方、住まい方が出てくる中で、それにどう対応していくのかというのは将来的な研究課題になってくるのかなという感想は持たせていただきました。

ケース3、4は港区の提案書の中で実際に触れさせていただいたケースになります。私が1回目のプレゼンテーションのときに、ケース4はさすがに一足飛びに行くのは難しいだろうというようなこともお話をさせていただいたところですが、ケース3については、居住要件はもちろん満たしていませんが、本当に地元で溶け込んで信頼の厚い商店主のような方がもしいるのであれば、御本人がそういった気持ちがあるのであれば、民生委員の仲間に加わってほしいな、諦めるのはもったいないな、惜しいなというのが正直なところではあります。

先ほど長田構成員や小林構成員がおっしゃったように、1と2～4は全然違うものだと

思います。2～4に関してはなかなか難しいという今回の議論の状況の中で、私も無理にここを推すということはしませんが、本当に惜しいなという思いは正直あります。

確かに十全の活動ができるのかどうかは、なかなか難しいのが事実だと思います。ただ、先ほど冒頭に申し上げましたけれども、ゼロよりは誰かにということでは考えたときに、例外的に本当に信頼が厚く、地域から慕われているような方がいて、たまたま住民票がないというケースがあった場合、認めていくという方向で考えていくことも、今回すぐには言いませんが、民生委員の活動や民生委員制度そのものが持続可能なものになっていく上で、検討課題として残しておいていただきたい、議論の余地を残しておいていただきたいというのが港区、提案自治体としての思いになります。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

地域に信頼されている方で、しかし住民票は違う自治体にあるという方については、できれば選んでほしいというところ。ただ、今回の議論ですぐやってほしいということではないけれども、今後の議論に残して行ってほしいということで、提案自治体としての御意見をいただきました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。大阪府の谷岡構成員、またお願いしてもよろしいでしょうか。お願いいたします。

○谷岡構成員 ありがとうございます。大阪府、谷岡です。

ケース3と4というところで、やはり課題は不在時の対応かとは思いますが。特にケース3は、地縁組織への加入等で地域に継続的に関わっていただいている方で、大切にしていただけたらなと思っておりますし、加えまして自営業というところで申しますと、令和2年度なので少し古いのですが、府内の民生委員約7,500人にアンケートを取ったときに、就業されている方が約4割なのですが、そのうち自営業の方が24%ほどいらっしゃいまして、裁量性という意味で、民生委員との活動の両立を検討いただけるような余地がある方々ではないかなと思っております。

推薦をするに当たって住民票がなかったというような方、今年1月、2月にアンケートを市町村に取りましたら、少なくとも3件あったということでございますので、こういう事例が実はもっと全国的におありなのかもしれないということも含めまして、重富構成員とお話が重なるかもしれませんが、今後の課題というところで検討していくことが大事なのかなと考えております。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

大阪では、地域にいい関係があってこの人いい人だと思って推薦をしようと思ったら、住所が違っていたということが分かったことが3件あったということです。ですから、今後こういったことをどうするかということとをさらに前向きに検討して行ってほしいということでの御意見でした。特に自営業の方の話が少し出ましたけれども、両立の可能性もあ

るのではないかということで、現在はそこに住所がある方で自営業の方のデータでしたけれども、住所が外にあってもということでの今後の検討課題ということでお話をいただきました。ありがとうございました。

では、民生委員の皆さんも含めて一緒に議論、まず自治体の皆様から御意見いただきましたので、もちろん自治体の皆様からの御意見でも構わないのですけれども、いかがでしょうか。これから自由に御意見を。

向構成員に先にお願ひしましょうか。向構成員、お願ひします。

○向構成員 向でございます。お世話になります。

ケース3とケース4を併せてお話ししたいと思いますが、ケース3の場合、実際に自営業の方で町内会ですとか自治会に加入されている方はいらっしゃいます。しかしながら、加入しているというだけで、実際に同じ地域の中でいろいろな行事等に参加する、関わりを持つというより、商売を優先、商売につなげたいという形で加入していらっしゃる方がいるというのは見受けられると思っております。現実にはいろいろな地域行事が行われても、商売絡みで参加される方が多いのかなと感じるところです。私も町内会や地区連合会の役員もやっておりましたが、どうも商売に繋がりたい、そういった方が多いので、民生委員の基本的な性格上ちょっと無理があるのかなという感じはしております。

ケース4ですが、居住世帯をどの程度の世帯数で考えているのかなというところを心配しております。というのは、同じ集合住宅であっても、8世帯ですとか12世帯ですとか、大きくなれば250世帯とかいろいろあるわけですけれども、その対象居住数をどのように見るかによっても違ってくるのではないかなと思っておりますが、私の実体験として、集合住宅の管理人さん、この方たちもしょせんは普通のサラリーマン的な部分があって、転勤ですとか別のマンションに異動といったことがあるということで、任期3年という縛りの中で活動ができるかどうか心配しております。

現実、民生委員としてある集合住宅に御挨拶に行き、担当者ですのでよろしくと挨拶し、半年もしないうちに再度訪問した時、もう管理人さんが替わっているというようなこともありましたので、これも管理人等とは言いますが、実際に普通のサラリーマンと変わらないかなということからすると、地域に根づいて活動する民生委員の性格から無理かなという思いはしております。

以上です。

○中島座長 ありがとうございました。

ケース3については、どうしても商売が優先になってしまうのではないかという心配というところをお話しいただきました。

ケース4については、集合住宅のマンションの管理人の方は、どうしても勤務ですので、交代していってしまう、人事異動ということですね。そういう中で、なかなか地域に根差して長く活動することは難しいのではないかというようなことのお話をいただきました。ありがとうございました。

では、小林構成員、お願いします。

○小林構成員 私も向構成員と同じなのですけれども、もう少し住民に沿った形で話をしていきたいと思います。

地域に根づいた在勤者のケース、先ほど住民との信頼関係という話が出ていますけれども、商売でやっている人というのは、人としての信頼ではなくて、仕事上の信頼関係だと思えます。仕事上で、自分の利益がどうしたら上がるかなということと接していると思うので、民生委員の人としての信頼関係というところからはちょっと外れてくるのではないかなという感じがいたします。

私たち、地域に住んでいた場合に、信号で待っているときに声をかけられたり、あるいはこっちから声をかけたり、スーパーで買物をしているときに声をかけて、たまたま偶然会ったときに、どう元気と。これ大事なのですよ、道で会ったときに声をかけるということが。わざわざ行っていないわけですよ。訪問していないわけです。けれども、最近こういうことがあってとかという話が出てくると思うのですが、果たして職業で来ている方がそういったことが可能かどうか。ちょっとそれは無理なのではないかという感じがいたします。

また、大分昔の話になりますけれども、足立区で所在不明高齢者が大変出て社会問題になったことがありました。『万引き家族』という映画にもなっているので、見られた方もおられると思いますけれども、見つけた足立区の民生委員は地域の方ですね。何回も通っても会えないと。それでこれはおかしいのではないかということで行政として動いたので、果たして地域外の方がここまでやるのでしょうか。職業を持って働いて、ここで収入を上げていけばいいのだという方が、ここまで真剣になって考えるとは私は思えません。ですから、地域にいて、同じ生活空間の中で、ふだんの生活の中で声をかけられるという、地域に住んでいる住民が民生委員として選ばれることが一番だと思います。

それから、ケース4の場合、地域に根づいた在勤者のケース、集合住宅の管理人としての従事ということですが、この人たちはいつまでいるのか分かりませんし、いつの間にかぱっといなくなってしまうかもしれません、問題は誰がこの方を推薦するかということです。大体集合住宅は港区さん、江東区さん、中央区さんはタワーマンションで、9割方がマンションに住んでいるという話を一番最初に聞きました。町会組織はありますか。ないのですよ。なくて、町会に入っていない。では、誰が推薦するのですか。行政が推薦するのでしょうか。その推薦の在り方からして考えていかなければいけないということで、やはりちょっと難しいのではないかと思います。

また、地域の実情を知ることにおいても、集合住宅だけに限って実情を把握している蓋然性が高いということだけでいいのでしょうか。意見具申は伝家の宝刀だということもありますけれども、私たちは行政に対して意見具申でこれはおかしいのではないかと、制度のはざまで困っている人がいますよということを行政に上げていく仕事があります。現に今回のコロナでも、冬の寒いときにお母さんと小さい子供が公園で遊んでいるわ

けです。たまたま地域にいる民生委員が、うちの地区ではないのですけれども、直接聞いた話です。訪問しているか買物か分かりませんが、いつも親子がいると。寒い中、北風がびゅうびゅう吹いているのでちょっと心配になって声をかけたら、実はコロナでうちの旦那が会社へ行けない、在宅勤務になっていると。うちにいるとうるさいと言われて、仕事にならないというので外へ出ているのですよ。でも、居場所がないのですよね、行くところがないのですよねというようなことを話されたそうです。それを行政に上げて、こういう方がいるのですけれどもどうしたらいいのでしょうかということをするのが私たちの仕事ではないですか。それはやはり地域にいるからできるのであって、管理人等々で通って来ている方にそこまでの仕事は無理だと思います。やはり住民本位に考えて、住民のために私たちは動くべきだと思いますので、ケース3、ケース4は考えられません。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

小林構成員からは、信頼関係というところ、商売として、職業としての信頼関係と、人としての信頼関係の部分はちょっと違うのではないかとこのところの難しさ、その辺のところの話をしていただきました。その例示として、所在不明高齢者問題、かつてありましたね。まさに日本中が大きな騒ぎになったテーマです。それはやはり地域に根差している民生委員だからこそ見つけられたのだということで、そういったところの違いをケース3では指摘していただきました。

ケース4については、いわゆるマンションの管理人のような方を誰が推薦するのか、推薦のプロセス、あるいは町会組織がない中でどのようにそれをやっていくのかということの難しさというところでお話をいただきました。まさにコロナで孤立している御家庭のサポートも、地域に根差した民生委員だからこそできたということのお話をいただいたかなと思います。ありがとうございます。

いろいろ御意見をいただいておりますけれども、やはりケース3、ケース4については難しいのではないかとこの御意見が大半を占めておまして、いろいろその難しい理由も具体的に御指摘をいただいているところです。一方で、自治体からは、こういった重要な点もあるので、今後の検討課題に残してほしいという御意見もいただいております。いかがでしょうか。

佐藤構成員、どうぞ。

○佐藤構成員 佐藤です。

ケース3なのですけれども、担当地域に関わり地域の実情に通じてる場合であって、かつ自営業ということなので、その地域に日中必ずその方がいるということになりますので、住所があっても日中は別の地域に勤めている方もいらっしゃいます。その方に比べて、地域で自営業であれば8時から5時までなど日中必ずその方がそこにいるということで、逆に地域住民が相談しやすい環境にもなっているとも感じますので、私はこういう場合は、地域住民の理解が得られれば、自営業の方ということで、別の目線で住民との信頼関係も

得られるという意味があれば、認めてもいいのではないのかなと感じているところでございます。

ただ、ケース4については、集合住宅の管理人ということで、管理人というのは施設の管理が目的という意味から考えれば、先ほど言った民生委員信条とは一致していないなど思うので、こちらのほうは認められないのですが、ケース3については、地域住民の関わりに精通して、日中その方が必ずその地域にいるという時間帯から考えても、認めてもいいのではないのかなと思っています。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

湯沢市の佐藤構成員からは、自営業であれば日中地域にいるので、住民の方が認めれば、いいのではないかと。ケース4は、民生委員信条の観点からもちょっと違うのではないかとこの御意見でした。

佐藤構成員、逆に私からの質問で教えていただきたいのですけれども、住民が認めるという形になると、例えば民生委員推薦会で認めるとか、どういうプロセスが考えられそうですか。

○佐藤構成員 先ほど湯沢市で提案したように、住民の代表者というか、町内会ばかりでなく、いろいろな団体などそういう人からの意見書や推薦状があるということと、その地区民児協の意見書や推薦状があれば、いろいろな地域住民が認めたという意味合いになれるのかと思われますので、意見書とか推薦状などの書類を推薦会に上げる仕組みがあればいいのではないかなと思っています。

○中島座長 ありがとうございます。

民児協の御意見ですとか、あるいは民生委員推薦会ですとか、今日資料をつけていただいています推薦準備会といったものもそういったところになるのでしょうか。そういうところが認めればいいのではないかとこのことかと思えます。少し補足の御意見をいただきまして、ありがとうございました。

あとはいかがでしょうか。皆様から御意見いただけたらと思います。

小林構成員、お願いします。

○小林構成員 ケース3で、私が実際経験していることなのですけれども、仕事をしているのです。その方は奥さんが仕事をしているとあって、住民票は隣の県で埼玉にあったのですけれども、昼間、仕事を持っていて、結局来ているということで、仕事を持っていることで、ごめんなさい、逆でした。住民票はあって、昼間はそこで仕事をしているので、靴屋さんだったのですけれども、夜はいないのです。夜は埼玉のほうへ住居があって、こちらへ帰ってしまうという人が民生委員に推薦されて来ました。でも、この人、地区の民児協の中ではうまくできなかったです。はじかれてしまって、何かうまくいなくて、結局辞めてしまったということがありました。やはりそこに住んでないということで、仲間同士で違和感、ぎくしゃくしてしまったようなところを私は経験しています。

うちの地区ではなかったのですけれども、自分のところの会長さんに相談できないので、何かあると私に相談されたのです。今度は地区の会長が面白くなくて、何かと迷惑をかけてごめんなさいねぐらいのことを言われたのですけれども、そういった民生委員同士の地区の民児協の中のことと考えていただきたい。これからの地域共生社会の中で、班活動なり複数担当制ということも言われています。全民児連のほうでもそういったことを提案したいようなことも聞いています。そういったことを考えると、民生委員同士の協調性ということもこれからは大事になってくると思いますので、そういったところも考えていただきたいと思います。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

今のお話は、住民票はあるのだけれども、違うところにお仕事を。

○小林構成員 住民票はあるのですけれども、仕事でその地区に来ている。靴屋さん。夜はほかのところに行ってしまって、住んでいない。

○中島座長 住民票はあるのだけれども、居住実態がないということですか。なかなか難しいですね。そういうことだと、やはり民児協の中では受入れが難しかったということ。確かに何となく想像がつきますね。実態がないとなかなか難しいということなのかもしれません。ありがとうございます。

それでは、高山構成員、どうぞ。

○高山構成員

厚生労働省、そして東京都、大阪府、そういったところの御苦労はもう重々分かるのです。だから、田舎のように一軒家があって、その家族構成も全て網羅している民生委員がその地域にいるという地域とは、全然事情が違ってきますので、私がケース4のことについてずっと思っていることは、可能かどうか分かりませんが、その例えば集合住宅なんかに入居されるときに、緊急時の連絡先などを提示されて、その行政の福祉課なんかへ提出してもらおうというようなことは可能かどうか、私、分からないのですけれども、そういうことも必要だろうなと思っています。

私は一人で大丈夫ですから、ほっといてくださいという人も中にはおられると思いますけれども、何かあったときに孤独死がものすごく多いではないですか。そういったことをこれからは行政も考えていかないといけないだろうなと思っていますので、全て民生委員とか管理人とかが管理する、見守るというのではなくて、自分自身が緊急時のときにはどうするというを入居されるときにしっかりと行っていただいて、入居していただくということがこれからは大事であろうなと思っています。

それから、私は地域のために、安心・安全のために民生委員をしておりますので、民生委員に選任するかどうかで、こんなケースはよいか悪いかと論議しないといけないくらい、なり手確保に苦慮する状況になっていることを私は悲しく思います。ですので、なり手を

確保して、地域の方が不安にならなくてすむような、民生委員の組織にしていけたらと思っています。

今、私の地域で体験しておりますが、昔みたいにおじいさん、おばあさん、ひいじいさん、ひいばあさん、そして御両親がいて、子どもがいて、孫がいてという家族形態はもうほとんどなくなってきています。ですので、今までの家族形態ではないということを考えたときに、私も民生委員を20年以上つとめていますので、そういった家庭の中まで全て分かっています。いろいろな家族の方が住んでいます。だから、先妻の方、後妻の方、そういった方とか、離婚とか、いろいろなことがいっぱい家族の中に起きています。そういったことは地域に住んでいないと分かりません。地域に長く住んでいるからこそ皆さんが安心して相談してくださると思いますし、そういったことも含めて、皆さんからいろいろな御意見が出たと思いますので、これから厚生労働省としては行政としていろいろ文書化していただいて、こんなケースのときにはこんなというふうなことを、何かプロとして出していただいて、例えばケース1、そういったところを認める方向に持っていくとか、何か方策を考えていただいて、何でもかんでも全部反対と言ってしまうと何のためのこの検討会だったのかということを考えておりますので、皆さんのそれぞれの立場を考えて前へ進めるということも大事であろうかなと思っています。

○中島座長 ありがとうございます。

高山構成員には、議論を前に進める後押しの言葉をいただいたような気がいたしますけれども、そこに住んでいる民生委員だからこそ分かることがあるのだということをお話しいただきながら、でも、都会ではもう少し事前に届出をしたりとか、今、医療キットを冷蔵庫に入れておくとかというのがあったり、災害時の避難行動要支援者名簿を作ったりとか、いろいろな議論はありますけれども、何かそういう届出のようなものがあってもいいのではないかなというようなことの御提案もいただきました。

いずれにしても、ケース1を中心として今日の議論を考えていきますと、ケース1についてはかなり前向きな御意見が全体を占めましたので、そういったことを中心に進めていってはどうかという御提案をいただいたかなと思います。ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。

長田構成員、どうぞ。

○長田構成員 民生委員のなり手が少ない少ないと言われておりますけれども、現在ではもう95%以上の充足率ということで、保護司会、あるいは消防団に比べると、民生委員はかなり充足率が高いかと思っております。

今まで一斉改選に向けて、民生委員自体が後任探しを行っている地区が多いかと思っております。自治体の皆さん方、また自治会の皆さん方の協力はほとんどないのが現実のようでございます。来年、一斉改選ですけれども、欠員の地区には行政職員や自治会が積極的に乗り込んでいって協力いただければ、かなり欠員がなくなるのではないかと思ってお

ります。また、ケース2、3、4が容認されるならば、地区の委員の今までのような信頼関係がなくなり、欠員がさらに多くなると思っております。

○中島座長 ありがとうございます。

ケース2から4ということになりますと逆に欠員が出てしまうのではないかというようなことのお話でございました。今の形をしっかりと大事にしていくということのお話をいただいたかなと思います。ありがとうございます。

あと皆様、よろしいでしょうか。

ここまではケース1、ケース2、そしてケース3、4とそれぞれ丁寧に議論をしてまいりました。それぞれ御意見をいただいて、こういうところはすぐにできないけれども、継続して議論をしてほしいというようなことも自治体のほうからいただきましたし、ケース1については、おおむね皆様から進めてもいいのではないかというような御意見をいただいたと承知しております。

その上で、近接地域の定義ですとか、あるいはどういうプロセスでそれを認めていくのかというようなことについては、もう少し詰めていく必要があるだろうというような御意見も民生委員の皆様から頂戴したかなとも思っております。

こういったところをしっかりと踏まえまして、事務局と相談しながら、次回、この議論を検討会でしっかり取りまとめていきたいと。またこれは事務局から提示をしていただければと思います。

それでは、議題（1）についてはこのような形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、「その他」のほうに移っていきたいと思いますが、皆様から特にこれだけはせつかくの検討会ですので伝えておきたいというようなこと等ございますでしょうか。

小林構成員、どうぞ。

○小林構成員 今日、園遊会の何かが出ていて、局長の名前が出ているのであれと思ったのですが、それでふと思ったのですが、いわゆる叙勲・褒章の枠が民生委員は少な過ぎるのではないですか。保護司というのはよく名前を見るのですが、数としては民生委員・児童委員のほうが多いのですが、叙勲・褒章となると、東京だと一回に叙勲で3名、褒章で1名ぐらいで、これがもうちょっと増えれば、やる気が出て民生委員をやるかとか、これは余談なのですが、そういう方も増えてくるかなと思うので、その辺りも検討できれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中島座長 ありがとうございます。

叙勲も一つの民生委員の皆さんの励みになっているところだと思いますので、そこをお願ひしたいということでございました。ありがとうございます。

西村構成員、どうぞ。

○西村構成員 この1から4のお話は大体進んだと思うのですが、そもそも論で民生委員

の負担軽減ということは行政も民生委員側も常に最近声を大きくしてお話をしているのですけれども、今回この要件緩和について議論いただきましたが、民生委員の負担軽減についてのこういった場での議論というのはお考えになっているのでしょうか。

○中島座長 ありがとうございます。

当初、1回目の事務局からの御説明ですと、今回は居住要件のところに絞った議論に比較的なっていますが、今後こういったことも検討していきたいというような、民生委員全体の議論を引き続きやっていきたいというようなお話があったような気がしたのですけれども、事務局からよろしいですか。

○金原課長

本日の資料の最後に「担い手確保に関するその他の意見」という項目で、これまでの検討会でいただいた意見を掲載しておりますが、以前の検討会で申し上げましたように、本検討会でいただいた選任要件以外の担い手確保に関する意見について、今後の検討につなげていきたいと考えております。

西村構成員から前回いただいておりました、民生委員を推薦する責任はどこにあるのかという質問ですが、例えば地域で実態上、町会や自治会など、候補者を推薦委員会に推薦していますが、推薦できなかったり、あるいは候補者が選任要件を満たしていない場合を含めて、誰に責任があるのかの確認ということでした。硬く言いますと、まず法令的な観点ですが民生委員法で責任は求められておらず、罰則も設けていないということで。誰に責任ということではないと思いますが、今こうして関係者の皆様、行政含めて民生委員の皆様も含め、また地区の民児協も含め、国も含めて、それぞれの立場で責任感を持って対応していかなければいけないということだと思っております。皆さんで協力して対応していくべきことだと思っておりますので、御了解いただければと思います。

○中島座長 ありがとうございます。

西村構成員の以前の御質問についても今、事務局から御回答いただきました。

改めて今、西村構成員から御意見いただきました民生委員の負担軽減、こういったことについても今後また継続して議論していきたいということになります。

いかがでしょうか。

○西村構成員 そういうふうに進めていただけるということでありがたいのですが、いずれにしろそういう議論のスケジュール感が私たちは見えないのです。来年、もうあと1年プラスアルファで改選期が来るわけですが、それまでにとこのようなことを言うと時間がもうあまりないのです。13か月ぐらいしかないのです。このような場で議論していたらなかなか時間がかかってくるのです。だから、早く取り組んで、我々が分かる形に、目に見える形で御提案いただきたいというのが私の発言の趣旨です。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

こういった課題がありますということで、どうしても一斉改選も近いのでということでの御意見かと思えます。ありがとうございました。

そろそろ時間が近づいてまいりましたけれども、また何か少し御意見がございましたら、今回は居住要件の議論が中心でございましたけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「その他」については、事務局から何かその他ございますか。特にはよろしいですか。

○平井補佐 ございません。

○中島座長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、今回、重要な議論ということで、ケース1からケース4ということで議論をさせていただいて、繰り返しになりますが、ケース1については前向きに進めていこうというような御議論をいただいたと思います。これについては事務局のほうでまた整理をしていただけたらと思っております。

事務局のほうから何か連絡はございますでしょうか。

特になければ私のほうで締めさせていただきますが、よろしいですか。

○平井補佐 はい。

○中島座長 それでは、少し予定より早いかもしれませんが、これにて今日の議事は終了いたしました。高山構成員、失礼いたしました。御発言ください。

○高山構成員 次回が最後になると思っておりますけれども、今回も私は現地で出席したかったのですが、事前の日程調整では都合がつかないと連絡していたにもかかわらず今日の日程に決まりました。そこを何とか調整して、オンラインでの出席にさせていただきました。

できれば、やはり現場で皆さんと対面でお話をできるような調整をしていただけたらと思います。中島先生もお忙しいのしょうけれども、対面の会議ができたなら私は思っておりますので、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

○中島座長 ありがとうございます。

日程調整は、事務局といろいろまた相談をして、できるだけ皆さんが対面で集まれるように努力をしたいと思えます。ありがとうございました。

その他よろしいでしょうか。

室田構成員、一言御感想かコメントいただけるとありがたいです。よろしくお願いたします。

○室田座長代理 もう終わろうとしているところ、失礼します。

前回欠席してしまったので、今回皆さんの御意見をお伺いして、非常に勉強になりました。どのようにこれらのケースを考えればいいのかということで、非常に示唆深い議論になったのかなと思えます。

思ったこととしては、ケース1から4のどれも最も望ましくないケースもあれば、最も

可能性のあるようなケースもあるのかなと思っていて、結構幅のある中で、どこら辺で例えを出しながら議論するかによって意見が分かれるのではないかなと思いました。最もあり得ないようなケースで例えばケース1とかケース2を検討する場合には、やはりその議論をすることによってどのようなリスクがあるのかということが見えてくるので非常に参考になると思いました。

一方で、そのようなあり得ないケースは恐らく推薦会を通過しないケースなのではないかなと思いつつお伺いしていました。そう考えると、最もあり得るようなケース、最も可能性の高いケースを検討することで、そこでどのような推薦会だとさらなるリスクを予防できるのかという議論もできるのかなと思ったので、そこら辺、あまりにもあり得ないケースでこれはあり得ないねという話になってしまうと、実は本当はもっと本質的に話さなければいけないところが話せていない可能性もあるかなと、そんなことをちょっと思いましたので、次回がもう最後になると思いますけれども、そんなことを感想として抱きました。

失礼します。

○中島座長 どうもありがとうございました。

最後、推薦準備会のことにも少し触れていただきました。今日も事務局の資料として用意していただいていますけれども、実は今、埼玉県でも検討会をやっております、推薦準備会の議論も今、調査をしたりして検討しようという議論もしております。構成員を増やしながら、民生委員のことをしっかり選ぶということの議論がまた継続してできたらと思います。ありがとうございました。

それでは、次回開催のことについて、事務局のほうに御確認するのを私が忘れておりました。お願いいたします。

○平井補佐 次回につきましては、今回と同様に対面とオンラインのハイブリッド形式での開催を予定しております。

高山構成員からも御示唆いただきましたように、極力対面での参加が可能な日を選んで御提示できたらと思っておりますので、皆様方におかれましても、日程調整に御協力いただければと思っております。その上で、開催日時につきましては別途調整の上で御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

○中島座長 ありがとうございました。

今日は皆様の御協力で、いろいろなことを前に進める、そういった議論ができたのではないかなと思います。

これにて今日の議論を終わりにして、閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。